

石岡市告示第 367 号

一般競争入札修正公告

令和 2 年 6 月 1 6 日付け石岡市告示第 341 号「令和 2 年度 送水管布設替工事 第 2 号」に係る一般競争入札（事後審査型）公告について、次のとおり修正し、公告します。

令和 2 年 6 月 1 9 日

石岡市長 谷 島 洋 司

修正箇所

一般競争入札（事後審査型）公告「2 競争参加資格（8）事業協同組合等の取扱い」を修正します。

修正前

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）が参加する場合は、当該組合及び組合員が（1）の要件を満たし、かつ組合員が（2）の要件を満たしていること。ただし、組合が入札に参加せず、複数の組合員が当該入札に参加する場合を除く。

なお、組合とその組合員は、同一の入札に参加することはできない。組合が当該入札へ参加する場合は、組合の定款及び組合員名簿等を提出すること。

修正後

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）が参加する場合は、当該組合及び組合員が（1）の要件を満たし、かつ組合員が（2）の要件を満たしていること。